

道路土工構造物技術基準の制定

大阪大学大学院 工学研究科
教授 常田賢一

現在、馴染んできている性能規定型設計の契機は、1995年阪神淡路大震災である。そして、数多くの基準類の中で、最初に性能規定型の技術基準に移行したのが道路橋示方書であり、他の基準類も追随し、現在に至っている。そして、道路土工構造物に関係する道路土工要綱なども、性能設計の主旨を取り込んだ改訂がされているが、これまでは道路橋のような遵守すべき技術基準の扱いではなかった。

しかし、2015年3月に国土交通省道路局により「道路土工構造物技術基準」が制定された。同技術基準は、道路橋など、道路施設に係わる技術基準の最後の制定であるが、先行する基準に倣いながらも、従来の基準には無い、新たな姿勢も明示されているのが特徴である。

従来に倣った点は、安全性、供用性および修復性に基づく、性能1、性能2および性能

3の性能の区分であり、地震動の作用はレベル1およびレベル2が想定されている。

一方、新たな視点は、土工構造物は他の構造物と密接に関係しているため、土工構造物の性能と土工構造物に連続する構造物の性能とを整合させて、道路のネットワーク機能を重視している点である。また、設計基準ではあるが、土質材料の不確定性など、土工構造物の特異性から、施工において、設計で前提とする性能を満足することが明示された点である。

今後、新設又は改築される道路土工構造物は、上記の技術基準に従うことになるが、土工構造物に固有な“見なし”に流されず、新たな視点で技術基準を遵守し、安全・安心の道路づくりに努めるとともに、技術開発で英知を出すことが望まれる。

なお、技術基準に関わる下記のセミナーがありますので、ご案内します。